

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404

火災の発生を防ごう

平成 28 年度全国統一防火標語「消しましょう その火その時 その場所で」

3月1日から3月7日まで、全国一斉に春季火災予防運動が行われます。

運動がこの時期に行われるのは、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、皆さんの火災予防意識を高めるためです。そして、高齢者を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。

普段の生活の思わぬところに、火災が発生する危険が潜んでいます。この機会に、あなたの周りの環境を見直してみましょう。



▶野焼きによる火災の発生を防止する

野焼きは一部の例外を除き禁止されています。野焼きを行う場合は、次のことを守りましょう。

- ・火気の使用中は、その場を離れず、使用後は完全に消火する。
- ・強風や乾燥している日は行わないようにする。
- ・消防署に届け出をする。
- ・たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消して、投げ捨てないようにする。
- ・家庭のごみは焼却せず、ごみステーションにルールを守って出す。

※ 農業者が行う焼却は、農業を営むためにやむを得ないもののみ認められており、田んぼや畑でビニールや家庭ごみを燃やすことは禁止されています。

●ご近所に配慮した野焼きを

火災予防ではありませんが、やむを得ず野焼きを行うときは▷ご近所に一声掛けて理解を得てから行う▷煙がなるべく出ないように草木をよく乾かす▷少量ずつ焼却する▷風向きや洗濯物を干す時間帯を避けるなど、ご近所に十分配慮して行うようにしましょう。

▶不審火による火災の発生を防止する

放火による火災は毎年多発しています。放火は注意しても防ぎきれないこともあります。「放火されない・放火させない」工夫をすることで、放火による被害を少なくすることができます。普段の生活で、次のことに気を付けましょう。

【共通】

- ・郵便受けに新聞やチラシをためない。
- ・ごみは決められた時間、場所に出す。

【一軒家】

- ・家の周りに不要なものを置かず、整理整頓する。
- ・玄関、勝手口、物置、車庫などは施錠する。
- ・家の周りにセンサー式の照明器具を設置する。

【アパート、マンション】

- ・共用スペースに不要なものを置かない。
- ・掲示板の張り紙は整理する。
- ・車やバイクのカバーを使用するときは、難燃品、防災品を使用する。

●放火に対する刑罰

放火は公共危険罪として、殺人罪より厳しい内容（死刑または無期もしくは五年以上の懲役）となります。